

序章 子育て世帯のディストレス

—研究の趣旨、方法と主な内容—

1 研究の背景と目的

深刻な少子化の進展に伴い、子育て問題に対する国民の関心も高まっている。出産費用のほぼ全額助成、乳幼児医療費の無料化、育児休業制度の充実、保育所の増設、病児・病後児保育の拡充、高校授業料の無償化等、子育て世帯に対する社会的支援も着実に強まる方向に進んでいる。しかしながら、今どきの子育てが昔に比べて「楽になった」、「ゆとりが持てるようになった」といったポジティブな評価は、母親からほとんど上がってこない。むしろ、過去にも増して、子どもの貧困、児童虐待、児童の孤食、女性の就業と家事育児の二重苦など、子育てを巡る社会問題が頻繁に取り上げられるようになった。JILPT「第3回（2014）子育て世帯全国調査」の自由記述欄にも、母親より多くのディストレス（苦悩）が綴られている。

「(共働き) 一生懸命働いているのに物価が高く、食費、交通費等の支出がかさみ、勤務時間を延長したものの生活にゆとりがありません。将来への希望が見えません」

「長時間労働、ジェンダー（差別）から解放して欲しい。「なぜ女性にばかり求められるものが多いのか」そこに疑問を持たないところに疑問を感じる。」

「仕事の疲れや職場での人間関係などで受けたストレスが幼児期の子どもへ向けられ、イライラしていたと思う。何より今の経済が安定しないことには、どうにもならない。」

「待機児童より、保育の質の低下、教師の質の低下を心配している。子どもを育むことはとても大切で、親が一番すべきことであると思いますが...子ども達に親を返して欲しい。」

「高度成長の頃は、世帯主の収入も十分にあり子ども3人いても専業主婦ママが子育てして次世代を育むことができた。けど今は景気低迷で子育て世帯の世帯主が（簡単に）リストラされたりする。」

ではなぜ、子育て世帯への社会的支援制度が充実したにもかかわらず、子育て世帯のディストレスが減らないのか。支援制度の有効性の問題はさておき、現代日本の子育て世帯は、将来の予見性と安定性の低い「不確実性の時代」におかれていることがその背景にあると考えられる。J.K. Galbraith（1977）が第1次オイル・ショック直後に予測したとおり、日本を含む先進国では軒並み、20世紀最後の2、30年間に、安定的な経済成長と所得格差縮小の「経済黄金期」が突如として終焉を迎え、「不確実性の時代」がその幕をあげた。

第二次世界大戦後から1990年代前半までの日本社会は、おおむね勤労所得が右肩上がり

の社会であった。経済が成長し続ける見通しの中、終身雇用制度と年功賃金制度が雇用慣行として定着しており、雇用の安定性が高かった。しかし、バブル経済の崩壊をきっかけに、日本社会は 1990 年代後半から、所得停滞と雇用不安の高い社会へと移行し始めた。経済成長の黄金期の終焉に伴い、生き残りをかけた企業は、新規学卒者の厳選採用、非正規従業員の雇用拡大、賃金の抑制、年功賃金制度の見直し、中高年従業員のリストラ等の対策に相次いで乗り出したからである。

米国の『大統領経済報告 2015』のまとめによれば、日本は主要先進国の中で唯一、一般労働者の平均実質所得が 20 年以上も後退した国であり、2010 年現在、日本の一般労働者（除く上位 10%の高所得者）の平均実質所得（米ドルベース）は、実に 1970 年代頃の水準までに逆戻りしている¹。雇用環境の悪化に伴う一般労働者の所得低下は、円ベースでの公式統計からも確認できる。JILPT（2005、2016a）が「賃金構造基本統計調査」を元に行った推計によると、大卒男性標準労働者の生涯賃金（定年まで、退職金を除く）は、2014 年現在で 2 億 6,630 万円となっており、ピーク時（1996-97 年の 3 億 2,130 万円）の 8 割程度まで下落している²。年間労働所得が 150 万円未満の低所得労働者の割合は、2012 年には 26.6% に達しており、20 年前より 6.1 ポイント上昇している（総務省「就業構造基本調査」）。

その結果、子育て世帯の経済的ストレスが着実に増大している。厚生労働省「国民生活基礎調査」によれば、子育て世帯の実質総所得は、1997 年の 786 万円をピークに、2000 年にかけて大きく落ち込み、それ以降はおおむね 700 万円前後の水準で停滞状態が続いていた。直近の 2015 年では、子育て世帯の実質総所得は 713 万円となっており、ピーク時に比べて約 1 割下落している³。ただし、一般労働者における平均所得の大幅な下落に比べて、子育て世帯の総所得は、良くも悪くも 1 割程度下落に収まっている。専業主婦だった女性の労働参加は、子育て世帯の所得の減少をある程度和らげているからである。

男性（夫）の収入が減少し、雇用が不安定化する中、女性（妻）の労働収入はかつてないほど重要になっている。JILPT「第 3 回（2014）子育て世帯全国調査」によれば、70.6%の子育て世帯において、妻が何らかの収入を伴う仕事をしている。有業妻のいるふたり親世帯では、平均的に家庭総収入の 4 分 1 程度は妻の労働所得によるものである。妻の所得増減は、子育て世帯の総収入のアップ・ダウンを決定付けているといっても過言ではない。JILPT が行った子育て世帯の追跡調査によれば、総収入が 10%超上昇したふたり親世帯の場合、妻の就業による年収は平均 49 万円増加している（JILPT2014）。一方、総収入が 10%超減少したふたり親世帯の場合、妻の就業による年収は平均 57 万円減少している。

¹ 出所：米国大統領経済諮問委員会「2015 Economic Report of the President」(p.35)。

² 新規学卒から 60 歳で定年退職するまでフルタイムの正社員を続ける場合の生涯賃金（定年まで、退職金を除く）である。ちなみに、女性大卒一般労働者の生涯賃金（2014）は、ピーク時（1997）の 78.6%である。

³ 厚生労働省「国民生活基礎調査」（1986 年～2015 年）より筆者が算出。ここでの子育て世帯とは、児童（18 歳未満未婚）のいる世帯のことである。名目額を消費者物価指数 CPI（2015 年=100）で除したものが実質額となる。

それでも、妻の就業増加は、夫の所得下落を完全に穴埋めすることができていない。女性は男性と比べて、パート等低賃金の仕事についていることが圧倒的に多いからである。日本では、家庭と職業生活のバランスに配慮した柔軟な働き方を提供している正規雇用の職場は必ずしも多くはない。多くの女性が家事と子育ての時間を優先するためには、賃金の低いパートタイムや臨時的雇用等非正規雇用を選ばざるを得ないのが実情である(周・内藤 2017)。

パート等低賃金の非正規職は、都合の良い時間帯にきっちり働けるのが最大な強みとされてきた。しかし、そのメリットが近年失われつつある。人件費の抑制と複雑なアルゴリズム(algorithms)技術の普及が、その誘因にある。アルゴリズム技術の進歩によって、パソコンが迅速に消費者需要を予測し、人件費を最小に抑えるよう、スタッフの勤務時間表をJust-in-timeで作るシステムは、小売業、飲食業などサービス業界で浸透し始めている(Boushey2016)。Just-in-timeシステムの下では、労働者が自らの勤務時間の決める自由が奪われ、雇用主にとって都合の良いように、休む予定の日に出勤が要求されたり、出勤予定の日に仕事がキャンセルされたりするようなことがしばしば起きる。また、Just-in-timeシステムで働く者のほとんどはパート等低賃金労働者であるため、低賃金の単純労働者ほど、勤務時間を決める自由がなくなるという現象が生まれている。

女性労働供給の増加は、生産活動が1日24時間、週7日行われる、いわゆる「24/7経済」拡大に拍車をかけている。専業主婦であれば、従来の「8/5経済」⁴(1日8時間、週5日の生産活動)の範囲内で、さまざまな財やサービスを購入できた。一方、働く主婦の多くは、早朝、夜間や休日など通常勤務以外の時間帯でしかこれらの消費活動を行えない。消費トレンドの変化は、生産活動に大きな変化をもたらしている。もっともダイレクトな変化は、こうした「8/5経済」以外の消費活動の増加は、非典型時間帯の労働需要を増やしていることである。皮肉なことに、こうした非典型時間帯労働に従事する者の多くは、女性自身である。仕事経験の少ない女性ほど、非典型時間帯での就業しか選べないのが現状である。

このような「不確実性の時代」を背景に、経済的な余裕を保ちながらも、専業主婦の妻が時間と手間をかけて家事と育児を行うという余裕のある生活が、もはや「経済黄金期」の夢物語となりつつある。ますます多くの子育て世帯は、経済的余裕か時間的余裕かの二者択一の選択に悩まされている。経済的余裕を求めるのであれば、妻が就業時間を増やして、家事、育児と余暇時間を犠牲にしなければならず、いわゆる「時間貧困」状態に陥りやすくなる。家事、育児と余暇時間を重視するならば、経済的余裕を失い、いわゆる「所得貧困」状態に陥りやすくなる。中には、フルタイム就業しながらも世帯総収入が低いままの所得と時間の「二重貧困」家庭、いわゆる「貧乏暇なし」状態の家庭も少なからず存在している。

本報告書は、こうした時代的背景を踏まえながら、独自のアンケート調査の結果に基づき、

⁴ Boushey (2016) では、アメリカの実情に照らして、「9/5経済」(1日9時間、週5日の生産活動)とネーミングしている。

日本の子育て世帯が直面するさまざまなディストレスの現状を明らかにする。とくに、子育て世帯が直面する所得や余暇時間の減少によるディストレス、母親の就業継続を巡るディストレス、子育てのディストレスについて、その現状と課題を示し、子育て世帯への支援策を考えることとしている。

2 研究方法

本報告書に収録されている全ての論文は、JILPT が 2011 年から 2015 年にかけて行った以下のアンケート調査の個票データに対する二次分析の結果である。

- ア) 「子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査 2011」
 (「第 1 回 (2011) 子育て世帯全国調査」) ※詳細は、JILPT (2012)
- イ) 「子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査 2012」
 (「第 2 回 (2012) 子育て世帯全国調査」) ※詳細は、JILPT (2013)
- ウ) 「子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査 2014」
 (「第 3 回 (2014) 子育て世帯全国調査」) ※詳細は、JILPT (2015)
- エ) 「子育て世帯の追跡調査 (第 1 回 : 2013) ※詳細は、JILPT (2014)
- オ) 「子育て世帯の追跡調査 (第 2 回 : 2015) ※詳細は、JILPT (2016b)

そのうち、ア) ~ ウ) の調査は、18 歳未満の子どもを育てている全国 4,000 世帯 (ふたり親世帯とひとり親世帯 2,000 世帯ずつ) に対する定点観測調査である。調査対象世帯 (標本) は、住民基本台帳より層化二段無作為抽出法によって選ばれ、専門の調査員が戸別訪問して調査票の配付と回収を行った。また、調査票の回答者は、原則として、子どもの母親となるよう調査員が口頭で依頼した。原則として、それぞれの調査における 11 月 1 日 (調査基準日) 時点の状況を回答してもらった。実際に回収された有効標本数は、第 1 回 (2011) 調査では 2,218 票 (有効回収率 55%)、第 2 回 (2012) 調査では 2,201 票 (有効回収率 55%)、第 3 回 (2014) 調査では 2,197 票 (有効回収率 55%) である。なお、ア) ~ ウ) の調査の方法および結果の詳細については、JILPT (2012、2013、2015) を参照されたい。

一方、エ) ~ オ) の調査は、2011-2012 年に行われた第 1 回と第 2 回「子育て世帯全国調査」(Wave1) の協力者に対して、その就業と生活状況について追跡し、時系列的に把握するために実施された 2 時点の追跡調査である。第 1 回 (2013) 追跡調査 (Wave2) と第 2 回 (2015) 追跡調査 (Wave3) は、調査時期、調査方法、調査票の枠組については Wave1 調査の基本仕様を踏襲している。設問項目には、Wave1 期から Wave2 期の 1~2 年間、Wave2 期から Wave3 期までの 2 年間に、保護者の就業状況の変化、自己啓発や専門資格取得の有無、就業支援制度の利用状況、父親の家事・育児参加、暮らし向き、子どもの状況、収入と

支出状況などが含まれている。実際に回収された有効標本数は、第1回（2013）追跡調査（Wave2）では1,321世帯（調査票配布件数に対する有効回収率86.6%）、第2回（2015）追跡調査（Wave3）では1,075世帯（調査票配布件数に対する有効回収率81.4%）である。なお、エ）～オ）の調査の方法および結果の詳細については、JILPT（2014、2016b）を参照されたい。

3 各章の要旨

本報告書は、大きく3つのパートに分けられる。パート1（第1章）は、子育て世帯の経済的貧困ディストレスについての研究成果である。パート2（第2～4章）は、母親の就業ディストレスにフォーカスした議論である。パート3（第5～6章）は、子育てを巡るディストレスについての分析である。各章の分析から得られた主な知見は以下の通りである。

（1）子育て世帯の経済的貧困ディストレス（第1章）

ア）貧困は、離婚確率と関連しているが、それが直ちに子どもの学力低下や不登校に影響するわけではなく、より長いスパンで影響を見極める必要がある（第1章）。

（2）母親の就業ディストレス（第2～4章）

ア）祖母の子育て中の就業状況が、母親の就業に影響を及ぼしている。祖母の影響は、初めての妊娠出産前後にもっとも大きく現れている（第2章）。

イ）3世代同居のみならず、祖父母との近居も母親の就業にプラスの影響を与えている（第3章）。

ウ）出産前後の就業パスは、夫婦の学歴や資格の保有などに影響されている。異なる就業履歴を持つ者は、仕事をやめた理由や子育て支援への期待も異なる（第4章）。

（3）子育てのディストレス（第5～6章）

ア）1時点のデータでは、母親の夜間就業が子どもの学業成績に負の影響を与える傾向が見られる。ただし、3時点のパネルデータを用いた固定効果モデルの推定結果では、その影響が統計的に有意ではなくなる（第5章）。

イ）母親による児童虐待は、母親の病理的要因のほか、貧困等の経済環境や子ども数、低体重児の有無等子育て環境も関係している（第6章）。

各章ごとの概要は以下の通りである。

第1章 離婚と貧困の関連および離婚の子どもへの影響に関する試行的分析（阿部彩）

本章では、離婚の発生と社会経済階層の関係、および、離婚による子どもへの影響（学力

低下と不登校)について、3時点(2011-12、2013、2015)のパネル調査のデータを用いて分析した。すべてのサンプルを用いた生存分析の結果によれば、離婚の発生は、子ども(とくに男児)の数、末子年齢(が高い)、母親学歴(が高い)、結婚年齢(が低い)などが離婚にマイナスに影響している。また、Wave1時点での貧困ステータスは、離婚確率と関連していることが確認された。

一方、追跡調査期間中における離婚の発生確率のロジット推定については、Wave1時点での貧困ステータスはその影響があるとのエビデンスは得られなかった。また、追跡調査期間中の離婚が子どもの成績を悪化させ、不登校にするというエビデンスも得られていない。離婚の子どもにおよぼす影響について、今後より大きな標本サイズと長い調査スパンのパネルデータによる再検証が必要である。

第2章 母親の就業における世代間連鎖(内藤朋枝)

現在でも、女性は依然として、第一子の妊娠判明後、自分で子育てを行うという理由で、子育て支援制度を利用せずに離職する傾向がある。そこで第2章ではこの背景として、母親が子どもの頃の祖母の就業状況の影響を検討した。

分析の結果、母親自身が3歳、6歳、12歳時点で祖母が一貫して無職なら母親の継続就業選択確率を5.5%引き下げ、一貫してフルタイムなら6.9%の引き上げる効果がみられた。一方、祖母の就業パターンは、第一子出産3年後への影響は限定的であった。また、男女性別役割分業意識においては、一見有意の影響があるように思われたが、現在の経済状況で制御したところ、その影響は限定的であった。

両立支援策を利用してもらうためには、結婚出産で離職してしまう前に、支援策をいかに利用するかについて世代の近い経験者からレクチャーを受ける機会などを得ることで、イメージ可能にしておくことが重要であるといえる。

第3章 祖父母の支援と母親の職業キャリア

—3世代同居・近居に注目して—(James Raymo)

本章は、居住形態と既婚女性の就業における分析を、従来焦点が当てられていた同居だけでなく、近居にまでその分析の幅を広げた。

推定の結果、先行研究と同様に、3世代同居と女性の就業の間に強いプラスの関係性が見られた。子どもの世話・家事援助があれば同居と就業の関係性が弱まる一方、経済的援助があれば就業の可能性が弱まることでこの効果は目減りした。

同居はまた正規職員・正社員就業(または就業希望)確率を引き上げる効果があるが、この関係性は家族のサポートが高まることにより説明力が低下した。同居と、求職行動または転職行動と関係があるというエビデンスは見出すには至らず、近居と同居が女性の就業にお

いて類似した効果を持つことを発見するに留まった。両親が徒歩圏内にいる女性は就業している可能性が高いが、両親と離れて暮らしている女性との差は見出せなかった。

第4章 女性のライフコースと支援のありかた（坂口尚文）

本章は、第1子出産前から産後3年後の女性の就業状態について潜在クラス分析のアプローチを適用し、この間の就業パスが傾向として次の3つのグループ分類されることを示した。

(1) 出産3～6か月前には仕事をしておらず、3年後もほとんどが働いていない群（非労働力群）、(2) 妊娠出産を機に仕事をやめて、出産1年ないし3年後にはパートや契約・派遣社員の地位で働いている群（非正規群）、(3) 出産前後に仕事をやめず、正社員・正規職員の地位で働いていた群（正規群）、である。出産前後の就業パスは、夫婦それぞれの学歴や資格の保有などの属性によって、ある程度の説明が可能である。

仕事をやめた理由は、いずれのグループとも「仕事と育児との両立が難しいと判断した」と回答した割合が高い。ただし、どのような点で両立に困難を感じたかについて、「非労働力群」では、自分の体力面の不安や家族の希望といった個人や家庭面での要因を、「非正規群」と「正規群」では、勤務時間の問題や子供が病気の時の対応が難しいことが選ばれていた。就業や子育て拡充で望む支援策については、「正規群」では「保育サービスの多様化」と「病児・病後保育制度の充実」といった保育サービスの利便性を求める声が相対的に多く、「非労働力群」、「非正規群」では「職業訓練を受ける際の金銭的援助」を支持する割合が多かった。

第5章 母親の非典型時間帯労働の実態と子どもへの影響（大石亜希子）

本章では「子育て世帯全国調査」と「子育て世帯の追跡調査」をリンケージしたデータを用いて、母親の非典型時間帯労働などの働き方の違いが子どもの学業成績に及ぼす影響について分析を行った。

その結果、クロスセクション・データをプーリングしたデータセットによる分析では、母親が夜間に働いたり、週51時間以上の長時間労働をしたりする場合に、子どもの学業成績が悪化する傾向が観察された。しかし、観察されない子どもに固有の要因をコントロールするために固定効果ロジット・モデルで推定を行うと、母親の働き方が子どもの学業成績に悪影響を及ぼしているという仮説を強く支持するような結果は得られなかった。海外の研究では、母親の非典型時間帯労働や不規則な働き方が子どもの認知能力や学業にも望ましくない影響を与えるとする分析が存在するが、本章の結果はそれらの先行研究と異なっている。

第6章 母親による児童虐待—母親の自己認知と環境要因—（周燕飛）

本章は、日本では研究蓄積の少ない母親による児童虐待問題を取り上げている。「児童虐待」の指標として、「わが子を虐待しているのではないか、と思い悩んだ」、「行き過ぎた体罰」

および「育児放棄」の過去歴についての母親の自己認知が用いられている。

分析の結果、児童虐待の発生確率が「経済環境要因」と「社会環境要因」に影響されていることがわかった。具体的には、貧困などの「経済環境要因」は、「児童虐待」思い悩みと「育児放棄」を説明する重要な要因であるが、「行き過ぎた体罰」にはあまり影響しないことがわかった。また、「重病・難病・障害児」と「低出生体重児」を育てている母親や母子世帯の母親は、「育児放棄」を経験する確率が顕著に高く、育児ストレス等の「社会環境要因」は「育児放棄」の発生に大きく寄与している。祖父母との同居は、「児童虐待思い悩み」と「行き過ぎた体罰」の減少につながるが、「育児放棄」を減らす効果はほとんど見られない。

「病理説」の見解を支持する結果も得られている。母親の健康状態、うつ傾向、未成年期の親からの身体的暴力（DV）などの個人属性が児童虐待の発生確率を高めており、とくに未成年期のDV経験が強い説明力を持っていることが分かった。

4 まとめと政策的示唆

子育て世帯の経済的豊かさを保つために、女性の労働収入はかつてないほど重要になってきた。大部分の女性にとって、就業はもはや「Yes or No」というバイナリな選択ではなく、「When and How Much」という量的選択の問題である。それゆえに、子育て世帯のディストレス（苦悩）もかつてないほど増大している。そこで本報告書は、さまざまな視点から、子育て世帯のディストレスの現状とその要因を探った。

経済的ディストレスに注目した阿部論文（第1章）は、経済的貧困は離婚を誘発し、離婚はさらなる貧困を呼ぶという負のスパイラルの存在に注目した研究である。貧困と離婚の相関関係が、1時点データの分析のみで確認されているものの、経済的豊かさの喪失は、子育て世帯の家庭崩壊につながりかねないと、警鐘を鳴らしている。

子育て期の女性就業が一般化する中、内藤論文（第2章）、Raymo論文（第3章）と坂口論文（第4章）は、女性就業を巡るディストレスを分析している。そのうち、内藤論文（第2章）は、妊娠出産前後も働き続ける女性は、自分の母親（子どもの祖母）も子育て期に働いている確率が高いことを示している。Raymo論文（第3章）では、（子どもの）祖父母との「同居」のみならず、祖父母との「近居」も女性就業を押し上げていることが示されている。坂口論文（第4章）では、学歴の高い女性や専門資格を保有している女性は、出産前後の就業パスが傾向として「労働力群」に分類されやすいことが示唆されている。

3論文（第3～5章）はともに、女性が妊娠出産前後に働き続けることの困難さに着目して、その解決の糸口を探った分析である。結論をシンプルにまとめると、女性が働き続けるためには、保育所や子育て支援制度の充実だけでは足りない。祖母の世代から受け継がれている従来型の就業慣習や、祖父母による家事、子育て援助の有無、女性自身の人的資本量（学歴や資格等）も、女性の就業継続にとって重要なファクターである。

女性就業の増加と子育て世帯の所得環境が厳しさを増している中、子どもの身に起きているさまざまな問題とその要因を分析しているのは、大石論文（第5章）と周論文（第6章）である。そのうち、大石論文（第5章）は、母親の夜間就業が子どもの学業成績に与える影響について注目し、横断面データの分析では負の影響が確認されているものの、3時点のパネルデータ推計ではその影響は顕著ではないことが分かった。周論文（第6章）は、近年相談件数が急増している児童虐待問題を取り上げ、母親のうつ傾向など病理的要因のほか、貧困などの経済環境も大きく関わっていることを示した。

両論文（第5～6章）は、いずれも「不確実性の時代」下での子育てディストレスに注目した研究である。「24/7 経済」（1日24時間、週7日の生産活動）が拡大する中で、母親の非典型時間帯労働が子どもの教育成果に負の影響を与えることが、海外の実証研究によって示されている。分析用データと成果指標の改善が課題として残っているが、第5章ではこうした海外の研究とはやや異なる結論を得ている。一方、第6章の分析結果は、児童虐待は（母親の）病理的要因のみならず、経済・社会環境要因も関わっているという欧米の調査・研究の結果と一致している。子育て世帯における実質総所得の減少や貧困率の高止まりといった環境要因の変化は、児童虐待の増加につながるリスクを孕んでいることが、第6章の分析によって確認されている。

では、子育て世帯のディストレスは、政策の介入によって解消可能なのか。万能薬のような処方箋はないものの、本報告書の分析によりいくつかの方向性が見えてきた。第1に、子育て世帯の税と社会保険料負担を抑えながらも、低所得世帯への生活再建支援を強化することで、その経済的ディストレスを緩和することが最重要課題である。生活再建支援の具体策としては、良質な職業訓練、学校卒業後のリカレント教育、再就職を目指す主婦のためのインターン制度の充実など、子育て世帯の「稼ぎ力」を高める施策が考えられる。第2に、母親の就業ディストレスと子育てディストレスを軽減することが急務である。具体的には、祖父母との「同居」や「近居」を阻む要因の除去⁵、子育て期の職業中断という従来型の就業慣習を断ち切るための情報や両立レクチャーの提供、学校放課後の子どもに対する教育支援活動など取組みの充実が望まれる。最後に、男女の働き方の改革が必要不可欠である。男性は第1次（Primary）労働市場で家庭を顧みず働き、家事・育児を全て女性に押し付け、女性は第2次（Secondary）労働市場でパートとして低賃金で働くという現状を打破することは、子育て世帯のディストレスの軽減につながるであろう。

参考文献

JILPT（2005）『ユースフル労働統計 2005』、p.265

⁵ 例えば、子育て世帯が祖父母と「同居」や「近居」できるように、地域の空き家を斡旋したり、情報提供したりするなどの具体策が考えられる。

- JILPT (2012) 『子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査』 調査シリーズ No.95
- JILPT (2013) 『子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査 2012 (第2回子育て世帯全国調査)』 調査シリーズ No.109
- JILPT (2014) 『子育て世帯の追跡調査 (第1回: 2013年) —2011・2012年調査との比較—』 調査シリーズ No.115
- JILPT (2015) 『子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査 2014 (第3回子育て世帯全国調査)』 調査シリーズ No.145
- JILPT (2016a) 『ユースフル労働統計 2016』、p.297
- JILPT (2016b) 『子育て世帯の追跡調査 (第2回: 2015年) —生活変化を4年間追跡—』 調査シリーズ No.159
- 周燕飛 (2015) 「専業主婦世帯の貧困: その実態と要因」、RIETI P15-J-034
- 周燕飛・内藤朋枝 (2017) 「労働時間の柔軟性とその便益—O*Net 職業特性スコアによる検討—」 『日本労働研究雑誌』 No.679、81-94
- Boushey, H. (2016) *Finding Time: The Economics of Work-life Conflict*, Harvard University Press, pp.71-95
- Galbraith, J. K. (1977) *The Age of Uncertainty*, Houghton Mifflin (T).